

令和7年7月25日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 湯浅 啓史

(署名又は記名押印)

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和7年8月7日～9日 (3日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	8月7日 (木) 東京 ■省庁研修(内閣府) ■国会議員懇談会 8月8日 (金) 京都 ■議員セミナー参加	地方創生2.0基本構想についての理解を深めるため、担当省庁からのレクチャーを受ける ・「地方創生2.0基本構想」の概要について ・「地方創生2.0基本構想」の主要政策について 地元選出国会議員の皆さんとの意見交換の機会を通じて、国政と地方行政との連携を強化する 議員セミナーに参加し、決算認定に必要な知識を習得する ・決算書の読み解きと質問・質疑のポイント 【基礎編と歳入編】【歳出編・まとめ】
3. 参加者	湯浅 啓史、鐘推 義憲、三加茂 圭祐、坂本 祐麻	
4. 添付書類	行程表 (別紙「行程表」のとおり)	



出雲市議会 政雲クラブ 行政視察行程表（2025年8月7日～9日）

8月7日(木)	9:40 14:00 18:00	移動 空路) 出雲空港9:40発 ⇒羽田空港11:05着 (JAL278便) 移動 JR等にて赤坂へ移動 【研修】参議院会館 「地方創生2.0基本構想」の概要について 「地方創生2.0基本構想」の主要政策について 国会議員懇談会（地元選出国会議員との意見交換会） 宿泊) 都市センターホテル
8月8日(金)	7:00 10:00	移動 JR) 東京駅 7:00発 ⇒新幹線 のぞみ 213号 ⇒京都駅 9:12着 京都JAビル 107号室 京都市南区東九条西山王町1 議員セミナー参加（廣瀬行政研究所） 講師：横田慎一 （横田慎一公認会計士事務所所長・一般社団法人行政経営支援機構理事長） 10:00～13:00 決算書の読み解きと質問・質疑のポイント 【基礎編と歳入編】 14:00～17:00 決算書の読み解きと質問・質疑のポイント 【歳出編・まとめ】 宿泊) 相鉄フレッサイン 京都駅八重洲口
8月9日(土)	13:48 18:25	移動 JRほかにて伊丹空港へ移動 移動 空路) 伊丹空港14:15発 ⇒出雲空港15:05着 (JAL2355便)

行政視察報告書

令和7年8月26日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 湯浅啓史

報告書作成者 湯浅啓史、鐘推 義憲、三加茂圭祐

坂本祐麻

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和7年8月7日（木）～8月9日（土）	
2. 視察研修先 視察研修目的	(1) 8月7日（木）東京 ■省庁研修 内閣官房、内閣府 総務省 ■国会議員懇談会 8月8日（金）京都 ■議員セミナー参加	地方創生2.0基本構想についての理解を深めるため、担当省庁からのレクチャーを受けた ・地方創生2.0に向けた取組について ・新しい地方経済・生活環境創生交付金について ・「ふるさと住民登録制度」の創設について 地元選出国会議員の皆さんとの意見交換の機会を通じて、国政と地方行政との連携強化を確認した 議員セミナーに参加し、決算認定に必要な知識を習得する ・決算書の読み解きと質問・質疑のポイント 【基礎編と歳入編】 【歳出編・まとめ】
3. 参加者	湯浅啓史、鐘推 義憲、三加茂圭祐、坂本祐麻二	
4. 添付書類	1. 行程表 別紙のとおり 2. 報告書 別紙資料のとおり	



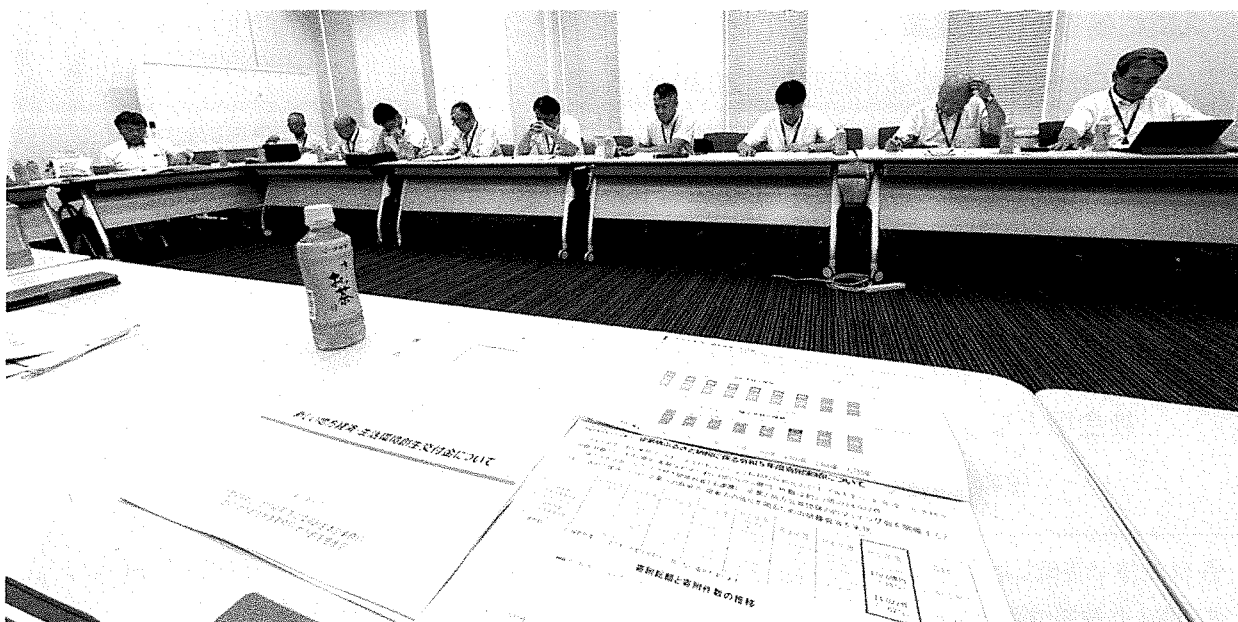
視察所感

省庁研修：地方創生2.0に向けた取組について

2025年8月7日（木） 参議院議員会館 会議室

説明者：

内閣官房	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	参事官補佐	加藤 卓 氏
内閣官房	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	参事官補佐	佐藤 弘康 氏
総務省	自治行政局 地方力創造グループ	地方情報化企画室 課長補佐	高橋 大介 氏
内閣官房	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局		本間 晴乃 氏



省庁研修：内閣官房、内閣府、総務省

(1) 地方創生10年の取組・成果

近年の地方創生の動向

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

基本目標：

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しい人の流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方創生版3本の矢

- ① 財政支援の矢（地方創生関係の交付金 等）
- ② 人材支援の矢（地方創生人材支援制度 等）
- ③ 情報支援の矢（地域経済分析システム（RESAS））

各自治体に対する支援（財政支援、人材支援、情報支援）

地方創生関係の交付金は ソフトタイプで、市区町村の82.6%が活用

ハードタイプで、市区町村の50.9%が活用

企業版ふるさと納税金額・件数共に大きく増加

地域おこし協力隊 R5年実績 7,200人 1,164団体へ派遣

出雲市においては、人材支援のうち「地方創生人材支援制度」が、情報支援の内「RESASの活用」が進んでいない、あるいは、活用されていないのではないかと？

人口に係る一定の成果

人口が増加している市区町村（2020年と2015年の比較）

全都道府県 317団体

推計より人口が増加している市区町村（2013年時の2020年推計との比較）

全都道府県 736団体

社会増となっている市区町村（10年連続で社会増）

全都道府県 99団体

社会増となっている市区町村（10年間トータルで社会増）

全都道府県 387団体

各自治体で作成した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には「人口ビジョン」がセットで作成され、将来人口を意識した政策立案が求められたことが、計画の効果を高めたと感じている。

(2) 地方創生 1.0 で残された課題

東京圏への過度な一極集中

- 2024 年の東京圏の転入超過は 11.9 万人
- 東京圏の転入超過数の大半を 10 代後半、20 代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっている
- コロナ禍を除いて増加傾向にある
- 近年では、東京圏の転入者数・転出者数は男性が多く、転入超過数は女性の方が多い
- 学生数、大学数（特に私立）とともに、南関東（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に集中している
- 資本金 10 億円以上の大企業は東京都に集中しており、東京都だけで全国の半数以上を占めている

課題として示されているが、その解消の具体策は示し切れていないと感じる。

地方から東京圏への転出のきっかけが、進学や就職である点が重要で、多くの家庭がそれを止めることは出来ないのが実状と考える。

(3) 地方創生 2.0 について

閣僚会議「新しい地方経済・生活環境創生本部」

有識者会議「新しい地方経済・生活環境創生会議」

関係省庁会議「新しい地方経済・生活環境創生本部幹事会」

具体的施策を記述した「総合戦略」を 2025 年中に策定

地方創生 2.0 基本構想

目指す姿：

「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

政策の柱：

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創造型の新しい地方経済の創生
～地方イノベーション創生構想～
- (3) 人や企業の地方分散
～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4) 新時代のインフラ整備と AI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点



○人口減少への認識の変化

1.0 人口減少に歯止めをかけるための取組に注力

2.0

人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。

○若者や女性にも選ばれる地域

1.0 安定的な雇用創出や子育て支援等を推進したが、流出が継続

2.0

地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい／行きたいと思える地域をつくる。

○人口減少が進行する中でも「稼げる」地方 ～新結合による高付加価値型の地方経済（地方イノベーション創生構想）～

1.0 企業誘致や産業活性化等を目指したが、連携や支援不足で伸び悩み（工場のアジア移転等）

2.0

多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域産品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。

○AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

1.0 ICT活用やブロードバンド整備を目指したが、限定的

2.0

AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。GX・DXによって創出・成長する新たな産業の集積に向けたワット・ビット連携などによるインフラ整備を進める。

○都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出

1.0 移住支援などで都市から地方への人の流れを目指したが、道半ば

2.0

関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結びつき、分野を超えた連携・協働の流れをつくる。

○地方創生の好事例の普遍化と、広域での展開を促進

1.0 市町村で様々な取組が実施されたが面的な広がりに欠けた

2.0

産官学金労官士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進（例：「広域リージョン連携」）。

地方創生 2.0 と 1.0 の比較で、

人口減少への認識の変化が示されている点が興味深い

「人口減少が続く事態を正面から受け止め」と記載を入れた点はいくつかの政策転換であると感じる

1.0：人口減少に歯止めをかけるための取り組みに注力



2.0：人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる

また、人材の好循環の創出において、移住支援から、関係人口へ注力する方向が変化しており、こちらも政策転換として注目すべきと感じた

1.0：移住支援などで都市から地方への人の流れを目指したが、道半ば



2.0：関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結びつき、分野を超えた連携・協働の流れをつくる

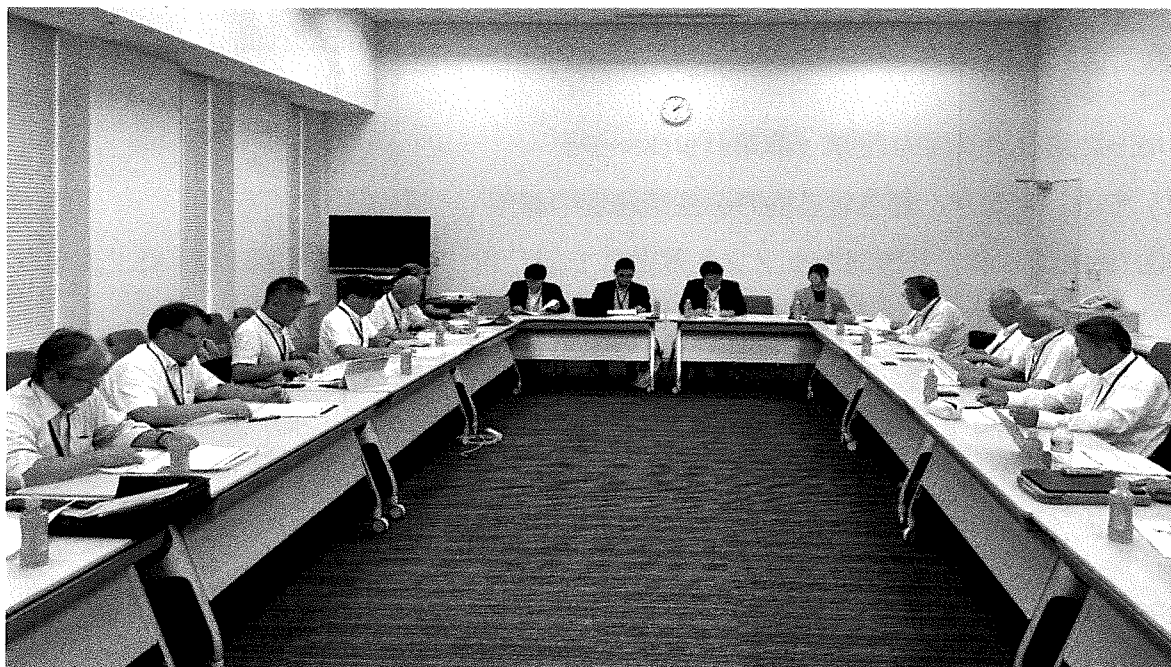
以上、湯浅 啓史

省庁研修：地方創生 2.0 に向けた取組について

2025 年 8 月 7 日（木） 参議院議員会館 会議室

説明者：

内閣官房	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	参事官補佐	加藤 卓 氏
内閣官房	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	参事官補佐	佐藤 弘康 氏
総務省	自治行政局 地方力創造グループ	地方情報化企画室 課長補佐	高橋 大介 氏
内閣官房	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局		本間 晴乃 氏



1. 地方創生 2.0《政策の 5 本の柱》

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- ① 若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
- ② 地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくり
- ③ 意欲と能力のある「民」の力を活かし、人を惹きつける質の高いまちづくり
- ④ 災害から地方を守るための防災力の強化

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生

① 「地方イノベーション創生構想」の推進

多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す

② 構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る

(3) 人や企業の地方分散（産官学の地方移転、都市と地方の交流等）

- ① 過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散
- ② 政府関係機関の地方移転

③ 地方への新たな人の流れの創出

関係人口を活かした都市と地方の人材交流の推進

(4) 新時代のインフラ整備と A I ・デジタルなどの新技術の徹底活用

① ワット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開

G X ・ D X を活用した産業構造への取組

② 地方における社会課題の解決と誰もが豊かに暮らせる社会の実現

A I ・デジタルなどの新技術を活用、ドローン配送などの取組

(5) 広域リージョン連携

① 都道府県域や市町村域を越えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携 ⇒ 地域経済の成長につながる施策を面的に展開

2. 地方創生 2.0 の主な施策《政策パッケージ》

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

① 民主導でハード整備からソフト運営まで担う新しいタイプの企業城下町、人を惹きつける質の高いまちづくりの推進

⇒ 令和 7 年 6 月中に、総理をトップとする会議体を新地方創生本部の下に創設

② 地域の働き方・職場改革を起点とした社会改革

⇒ 68 自治体と各府省横断のサポートメンバーで「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成し、「若者や女性にも選ばれる地方」に向けた地域働き方・職場改革の取組を始動

③ 地域暮らしサービス拠点構想、ドローンや自動配送ロボットを活用した生活必需品の物流、「地域協同プラットフォーム」の構築

⇒ 暮らし続けるために必要なサービスを 1 か所で複数提供する拠点を整備。これらに、オンライン・ドローン等のデジタル技術の活用による遠隔地へのサービス提供を組み合わせる。

⇒ 「地域協同プラットフォーム（共助型事業体）」の構築

事業継続が難しい地域において、社会生活に不可欠なサービスの提供。省力化・デジタル化・協同化による、事業継続に取り組む事業体への支援の枠組みを新設

④ 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 C C R C）2. 0 の展開

⇒ 3 年後に、年齢や障害の有無を問わず多様な人々が集い、持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らす小規模・地域共生ホーム型 C C R C を、全国 100 か所での展開を目指す。

※ C C R C（Continuing Care Retirement Community）

・・・継続介護付き リタイアメント コミュニティ

高齢者が健康なうちから入居し、介護や医療が必要になっても生涯にわたって必要なサービスを受けながら暮らせる生活共同体

⑤ 地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

- ⇒ 学習指導要領を改訂し、全自治体で郷土学習を充実
 - ・・・「子供が地域を愛し地域が子供を支える」体制の構築
- ⇒ 専門高校の機能強化・高度化への取組
 - ・・・産業界と連携した地域人材の育成、産業界等からの人材派遣などの
伴走支援
- ⑥ 誰も取り残さない支援体制の整備、全世代・包摂的な地域共生社会の実現
 - ⇒ 中山間・人口減少地域における、高齢、こども、傷害、生活困窮分野の相談体制、地域づくり事業の一本化と機能強化
 - ・・・2025 年中に制度的対応について結論を出す
- ⑦ 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開
 - ⇒ 2025 年度～2027 年度(集中対策期間)に、「交通空白」地点(全国約 2,000 地区及び交通結節点約 460 地点)の解消、省力化推進、担い手確保、自動運転の普及・拡大等、地域交通のり・デザインを全面展開

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済を創生

～地方イノベーション創生構想～

- ① スタートアップ・エコシステム拠点都市を 8 都市から 13 都市へ拡大
 - スタートアップの創出から創業後の成長までの一貫した支援
 - ⇒ ディープテック分野をはじめとしたスタートアップを一層生み出していく環境を整備
 - ・地域の産業や大学等の研究特性を活かした分野・領域の重点化
 - ・アントレプレナーシップ教育充実
 - ・オープンイノベーションや公共調達の促進
 - ・核となる組織や人材の育成確保の取組
 - ⇒ 地方公共団体によるスタートアップからの調達の促進
 - ・地方自治体ニーズとのマッチング・案件組成の支援
 - ・トライアル発注や随意契約の促進など契約の工夫
 - ・地域間の共同調達の円滑化に関するガイドの作成
 - ・知的財産の保護
 - ・インセンティブ措置の深掘り

等

※ ディープテック

科学的な発見や革新的な技術にもとづいて、社会に大きな影響を与える問題を解決する取り組み。AI（人工知能）やバイオテクノロジー、量子コンピューティングなど、多岐にわたる分野の技術が該当し、社会課題の解決や新たな産業の創出に貢献することが期待されている。

※ スタートアップ

革新的なアイデアや技術をもとに、新しいビジネスモデルや市場を開拓し、

短期間での成長を目指す企業。

※ スタートアップ・エコシステム

スタートアップ企業の成長を組織的に支援する枠組み。《創業⇒成長⇒成功》を支援。特定の地域で循環的に実施。

※ アントレプレナーシップ

起業家教育とも呼ばれ、単に起業家を育成するだけでなく、社会の変化に対応し、新たな価値を創造できる人材を育成する教育。

※ オープンイノベーション

自社だけでなく、他社、大学、研究機関、地方自治体、社会起業家などが持つ技術、アイデアサービス、ノウハウ、データ知識などを組み合わせて、新しい価値や革新的な成果を生み出すイノベーションの手法。

※ 公共調達

政府や地方自治体などの公共部門が、業務に必要な物品やサービスを民間企業から購入するプロセス。税金を使うため、公平性、効率性、透明性が求められる。

※ トライアル発注

中小企業やベンチャー企業が開発した新しい製品や技術を、公的機関が試験的に導入し、その有用性を評価し支援。(販路開拓、受発注機会の拡大)

② 産官学共創に向けた拠点の形成

⇒ 地方における先端研究設備等の利用機会を3倍以上増加

- ・ 地方大学や国立研究開発法人等の産官学の連携拠点・地方創生型共創拠点（例：現状、地域大学関連26か所、産総研関連3か所）を強化
- ・ 地方大学、大学共同利用機関等に AI for Science に資する自動化・自律化・遠隔化等の機能や、世界に先駆けた新たな計測・分析機能を備えた先端研究設備等の共用拠点を整備・ネットワークを構築

※ 産総研

産業技術総合研究所

※ AI for Science

AI技術を科学技術に応用して、発見プロセスを加速・変革する取り組み

③ 地域を支える企業の輸出・海外展開支援を通じた高付加価値化

⇒ 地方に支援拠点を持つ独立行政法人日本貿易振興機構をはじめとする関係機関が連携し、「新規輸出1万者支援プログラム」を更に充実

⇒ 中堅・中小企業等の輸出額・現地法人売上高35.5兆円に！

- ・ 商社やメーカー出身の専門家による販路開拓支援
- ・ 越境EC等を活用した輸出先の拡大 等

※ 新規輸出1万者支援プログラム

新たに輸出に取り組む事業者を支援

※ 越境 E C

インターネットを通じて、国境を越えて行われる電子商取引（E-commerce）

④ 観光・インバウンドの地方誘客の促進を通じた高付加価値化

⇒ 「多様な地域資源」を生かした観光コンテンツ造成や観光客向けの移手段などの受入環境整備等に取り組む地域等を支援

2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円に！

⑤ 農林水産業の未来を創るスマート技術の開発・普及促進

～ 2030年までに、スマート農業技術を活用した面積を50%に！

⇒ 徹底的な効率化・省力化に向けたスマート農林水産業技術の開発・普及を加速化、AIを搭載したロボット農機が様々な作業を行う姿を実現

- ・農地の大区画化
- ・共同利用施設の再編、集約化
- ・多収性、高温耐性等を備えた品種の開発、導入
- ・生産者の労働負担を軽減するリモート監視
- ・リモート操作を活用した労働力の外部化、無人化 等

⑥ 中堅・中小企業に対する地域の支援体制の構築

～ 中堅企業の付加価値増加率 実質4%/年（経済成長目標の4倍）以上に！

⇒ 地域経済をけん引する中堅・中小企業の成長投資を促進

設備投資や海外展開、M&A等に対する措置

⇒ 地方での起業支援体制を強化

地方9ブロックごとの「地域円卓会議」を通じた、地産外商への積極的な取り組み

地域貢献度の高い企業に対する、省庁横断的なプッシュ型の伴走支援

※ 地域円卓会議

地域の様々な主体が役割を分担し、地域における社会課題の解決を目指すためにNPOや行政だけでなく、様々な立場の人が集まり、全員参加で課題解決を目指す会議。参加者全員が、課題に関わる当事者であり、プレーヤー

※ 地産外商

地域で採取・生産・製造された商品を、その地域外で流通・販売する取り組み

⑦ 文化・スポーツを活かした高付加価値化の取組の強化

～ 2026年までに、スポーツツーリズム関連消費額3,800億円に！

⇒ 地域に根差した文化観光コンテンツの創出に重点化

NEXT日本博（仮称）の創設

⇒ アニメツーリズムやロケ誘致、博物館・美術館等の拠点化等の推進

⇒ スポーツを活用したまちづくり、観光との連携の充実

地域に楽しみや交流を拡大、経済活性化スポーツコンプレックスの推進など

※ スポーツコンプレックス

複数のスポーツ競技施設を併せ持った施設群の総称で、スポーツ施設のグループ・エンターテインメント複合施設。スタジアム、プール、屋内アリーナなどが含まれる。

⑧ 豊かな自然環境・自然景観を活用した地域づくり

～ 早期に自然共生サイトの認定を500以上に！

⇒ 自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり

自然共生サイトや里海づくり、環境と調和した農林水産業、グリーンインフラの活用促進等

⇒ 保護と利用の好循環の創出

国立公園等の利用拠点に、世界遺産やジオパーク等の地域資源と連携

※ ネイチャーポジティブ

自然を回復させるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。

※ 自然共生サイト

企業や民間団体、個人、地方公共団体などが実施する生物多様性保全の取り組みによって、保全が図られている区域

※ 里海

人の手が加わることで、生物の生産性や生物多様性が向上した沿海海域のこと。

※ グリーンインフラ

自然環境が持つ多様な機能を、社会資本の整備や土地利用などに活用し、持続可能で魅力的な国土や地域づくりを進める。自然の持つ仕組みや能力を、豊かな生活環境づくりや災害への備えとして積極的に生かす。

(景観、田んぼダム・・・)

⑨ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

～ 先進技術の実装等の高度な資源循環事業を3年で100件以上認定！

⇒ 地域の資源循環の実現

新たな資源循環ネットワークの構築

資源循環自治体フォーラムを活用した資源循環ビジネスの創出支援

資源を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備 等

※ 資源循環自治体フォーラム

廃棄物を資源として有効活用し、新たなビジネス創出や地域課題の解決、地方創生を目指す取り組み。

⑩ 再生可能エネルギーの導入による地域脱炭素の推進

～ 2030年までに脱炭素先行地域を少なくとも100地域で実現し、先行的な取組を普遍化

⇒ 地域GXイノベーションモデルの構築の検討

熱の脱炭素化や水素・ペロブスカイト太陽電池等の新技術を地域に実装
営農型太陽光発電やカーボン・クレジットの創出 等

※ ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイトと呼ばれる特定の結晶構造を用いた次世代の太陽電池。この結晶構造を持つ材料は、太陽光を効率的に電気エネルギーに変換する特性を持つ。

⑪ 地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

～ 2026年通常国会へ関連法案の提出を目指す

⇒ 地域金融機関による地方創生の取組の後押し

地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進

⇒ 地域金融力強化プランを策定・推進

地域金融機関自身の経営基盤強化

⑫ 「新結合」を全国各地で生み出す取組

～ 本年（2025年）7月に関係省庁による「新結合」の支援体制の立ち上げ

⇒ 地域の地方公共団体、民間事業者や大学・高専、研究機関等の連携・マッチング支援

⇒ 意欲ある自治体が行う高付加価値化などの取組を関係省庁が連携してアイディア段階から支援する体制を立ち上げ（2025年7月）

⇒ 地方イノベーション創生構想関連施策の取りまとめ

(3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

① 政府関係機関の地方移転

～移転の類型を提示し、地方からの提案を募集する。国でも主体的に検討し、順次結論を出す

⇒ DXの進展、リダンダンシーの確保の必要性など、政府関係機関の地方移転に向けた取組

⇒ 機関の全面的な移転だけでなく、業務形態及び地域の実情に応じ、サテライト方式や部局単位での移転

※ リダンダンシーの確保

システムや機能が何らかの障害で停止した場合でも、全体の機能が失われないように予備を準備しておくこと。

② 本社機能の地方分散

～2027年度までの3年間で、本社機能の移転・拡充に伴う従業員数増加数を約1万人に！

⇒ 地方拠点強化税制の活用促進、地方公共団体等支援の好事例の公表・見直し

※ 地方拠点強化税制

企業が、拠点の全部もしくは一部を都市圏（東京23区）から地方へ移転したり（移

転型)、地方の拠点強化を行った場合(拡充型)に、都道府県の認定を得たうえで税額控除等を受けることができる制度(平成27年創設)

『オフィス減税』と『雇用促進税制』の2つがある。

③ 「ふるさと住民登録制度」の創設

～関係人口を可視化。関係施策と連携し、今後10年間で実人数1,000万人、延べ人数1億人に!

⇒ 住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録することで、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みを創設...スマホのアプリで登録

④ 都市部人材の地方での活用促進

～2027年度までの3年間で、レビヤリの大企業人材の登録を1万人、プロ人事業等における副業・兼業による専門人材の活用を1万人に!

⇒ REVICareer(レビヤリ)の人材登録の推進

⇒ 都市部の経営人材や輸出の専門人材等と地域企業とのマッチング支援を強化プロフェッショナル人材事業(プロ人事業)等における地域企業に対する補助制度などの活用

⇒ 地方の副業・兼業による専門人材の活用

※ レビヤリ

大企業から地域の企業へ新しい人材の流れを生み出すことを目的とした「地域企業経営人材マッチング促進事業」の一環として作られたプラットフォーム。地域の中堅・中小企業が抱える経営人材不足の課題を解決するため、大企業で経験を積んだビジネスパーソンと地域企業をつなぐ。

⑤ 地方移住の更なる促進 ～ 二地域居住の促進

～若者や、農林水産業、エッセンシャルワーカーへの支援を強化

⇒ 地方創生移住支援事業について、農林水産省や厚生労働省等の関係省庁が実施する施策と連携するなど、支援の相乗効果を高める。

※ エッセンシャルワーカー

医療・福祉等、社会生活を維持するために必要不可欠な労働者

(4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

① ワット・ビット連携等の推進

～日本全国47都道府県で地域のニーズに即したDX化と地域に最適なAIサービスが享受できるよう、2030年代までにオール光ネットワークの全国的実装を進める

⇒ 光ファイバや5Gの全国展開、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備

脱炭素電力が豊富な地域など電力インフラから見て望ましい地域や、大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導

② GX産業立地の推進

～大規模なデータセンターの適地やG Xに不可欠な企業等を呼び込むための地域を5か所以上創出することを目指す

⇒ 新技術の社会実装のための拠点形成と脱炭素型の産業団地の整備による新たな産業集積（G X戦略地域（仮称））

③ G X・D X分野における大規模投資の促進や人材の育成・確保

～A I・半導体分野において今後10年間で50兆円を超える官民投資、G X分野では2032年度までの10年間に150兆円の官民投資を目指す

⇒ G X・D Xを進める基盤である半導体・蓄電池等の分野において、大規模投資を更に促進するとともに、地域の産官学が広域的に連携して行う関連人材育成・確保に向けたコンソーシアムの創設やイノベーション拠点整備、人材育成拠点の形成等を推進

※ コンソーシアム

共通の目的を達成するために複数の組織が協力して結成する共同体。企業、大学などの研究機関、政府、自治体など、様々な組織によって構成される。

④ 産業用地・産業インフラの確保

～2033年までに工業用地の1万ha程度の増加を目指す

⇒ 全国の産業用地情報を活用した産業用地マッチング事業の創設

⇒ 産業用地の計画的な整備の促進に向けた、関係法令の改正の検討

⇒ G X・D Xも踏まえた産業インフラへの支援

⑤ デジタルライフラインの整備

～ドローン航路：全国の国管理の一級河川（1万km）、送電網上空（4万km）を目指す。

自動運転サービス支援道：物流ニーズ等を踏まえ東北から九州までをつなぐ幹線網の形成を図る 等

⇒ 地方における生活必需サービスの維持・継続に向け、自動運転やドローン等のデジタル技術を活用したサービス展開が可能となるよう、ハード・ソフト・ルール of 3つの側面からデジタルライフラインの全国展開を加速

(5) 広域リージョン連携

① 都道府県域を超える「広域リージョン連携」の枠組みの創設

～先行して3か所の広域リージョンにおいてプロジェクトを開始し、全国展開を目指す

⇒ 新たな広域リージョンの枠組みの創設

複数都道府県の区域における地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体が、半導体関連産業の支援、公設試験研究機関等による共同研究・開発プロジェクトの促進、周遊型観光の促進などの複数のプロジェクトに連携して取り組むことを宣言

- ⇒ 広域リージョンの実施プロジェクトに対する、省庁横断的な支援の実施
- ② 広域地方計画等に基づく「シームレスな拠点連結型国土」の実現
 - ～広域地方計画：全国8つの広域圏で2025年度末頃の策定を目指す
 - ⇒ 地元経済界などの民間主体と行政が有機的に連携し、各地域が有する文化・産業等の地域資源の強みを最大限活かす「シームレスな拠点連結型国土」の実現
 - ⇒ 都道府県域を超える広域圏内外の交流・連携を図るため広域地方計画の策定
 - ⇒ 既存の圏域を超える広域的なプロジェクトをハード・ソフト両面からの新たな枠組みでの一括支援

※ シームレス

途切れなくスムーズにつながっている状態。複数の要素が一体的に利用できる状態。

- ③ 広域連携でのインフラ管理等の推進
 - ～広域連携によるインフラ管理を全国の自治体に拡大する
 - ⇒ 地方公共団体間の広域的な連携による効率的なインフラの維持管理・経営
 - ⇒ 業務共通化や情報整備・管理の標準化の推進
 - ⇒ 地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の普及
 - 複数自治体のインフラを「群」として広域に捉え、官民連携手法の活用・管理
 - ⇒ 広域的観点からのインフラの再構築

《視察を終えて・・・所感》

地方創生 2.0 では、地方創生 1.0 の経験と課題を踏まえて、これまでの「東京一極集中の是正」ではなく、「人口減少を前提とした持続可能な地域づくり」に方針転換されている。次の10年を見据えて、地域において人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じることとされており、そのような観点から、「地方こそ成長の主角」という発想をベースに、人口が減少しても経済成長を続けるため、次の5本の政策が掲げられている。

1. 地域住民が安心して暮らせる環境づくり
2. 地方に新たな価値を生み出すイノベーションを促す
3. 人と企業を分散し、地方の関係人口を増加させる
4. AIやデジタル技術の徹底的な活用
5. 都道府県や市町村の枠を超えた連携

「東京への一極集中は限界に達している。」、「地方の生産年齢人口の減少が深刻化している。」、「地方の魅力を高めて安心・安全に暮らせる社会を目指す。」という現下の課題を解決するためには、この5つの政策実現は大変重要であると考えます。

なお、本市においては、本年4月から「出雲市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定、次の5つの基本目標の達成に向けた取り組みがスタートしたところである。

1. 出雲の特性を生かした魅力ある雇用の場を創出するとともに、地域の産業を支える人材を確保する
2. 出雲との縁をつなぎ、人の流れをつくる
3. 出雲で縁を結び、子育てしていく希望をかなえる
4. 活力にあふれ、住みやすさ NO.1 のまちづくりを進める
5. 広域連携による魅力ある圏域づくりをめざす

今後、人口が減少することが想定される中で、この5つの基本目標を達成するためにも、地方創生 2.0 への取組みは大変重要であると考えます。今後、地方創生 2.0 の取組意義を検討するとともに、効果的な実践を期待するところである。

以上 鐘推 義憲

議員セミナー「決算書の読み解きと質問・質疑のポイント」【基礎編と歳入編】

2025年8月8日（金） 京都 JA ビル 会議室

講師：横田慎一公認会計士事務所 所長 横田慎一氏

1 研修会の目的

自治体財政の本質的な分析力を高めることが目的。

2 研修概要

（1）決算書・財務資料等の課題

- 分厚い資料や数字が羅列された資料は読まれにくい。
- 決算書を分かりやすくする取組が必要。事例や簡潔な説明を交えた情報提供が有効。
- 日商簿記 3 級程度の知識が業務に有用だが、取得者は少ない。

（2）財政指標の詳細

形式収支： 現金残高（ストック指標）。黒字は当たり前で説明価値が低い。

実質収支： 形式収支から翌年度繰越財源を差し引いたもの。拘束資金を除外。

単年度収支： 実質収支の年度間増減。

フロー指標だが、基金取り崩しや地方債発行で容易に黒字化可能。

実質単年度収支： 財政調整基金の積立・取り崩しを調整。

地方債発行収入は依然として収入に含まれるため、調整は不十分。

（3）各種財政指標

① 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標。

90%超が一般的、95%近くは非常に苦しい状況。98%台は予算編成困難。臨時財政対策債は特別に分母に加算され、比率悪化をもたらさない。

② 健全化判断比率

夕張市の財政破綻を契機に導入。基準に抵触すると国の管理下に置かれる。

実質赤比率・連結実質赤比率は資金残高で調整可能。参考にならない場合が多い。実質公債費比率は借金返済ペースでコントロール可能。高い場合は返済努力の結果であり、単純な不健全とは限らない。

③ 将来負担比率

借金・将来負担の規模を示し、類似団体比較に有用。

④ 財政力指数

総務省が交付税配分の参考にする指標。1 未満の自治体では財務分析にほぼ使えない。

(4) 財政運営の事例・教訓

京都市：経常収支比率 98.8%（平成 23 年度）、財政調整基金 700 万円（同年度）と危機的状況。公債償還基金の取り崩しによる赤字補填は「禁じ手」だが、違法ではなくルール上可能。大阪府でも同様の事例が過去に発生している。

(5) 財政調整基金・最低現金残高の重要性

- 財政標準規模の 10%程度の基金残高が望ましい。災害時等の迅速な対応に不可欠。

(6) 臨時財政対策債の現状と課題

- 平成 13 年度から導入。地方交付税の財源不足を補うための特別な借金。
- 交付税の総額が増えないため、将来の交付税の先食いとなる。満額発行しなくても交付税は減らないが、発行しないと総務省から指摘を受ける。

(7) 自治体職員の意識・モニタリング

- 質問が減ると職員の知識が薄れ、元に戻る傾向があるため、継続的な確認が必要。
- モニタリングは自治体組織の弱点であり、外部からの指導・質問が有効。

(8) 決算認定のポイントと法的効果

- 決算認定で確認すべき 4 点：
 - ① 計算ミスの有無
 - ② 支出命令等の適合性・基礎資料の正確性
 - ③ 収支の適法性
 - ④ 将来の政策立案への改善
- ①～③は監査委員が事前に確認し、④が今後の議論の中心となる。
- 決算認定が否決されても単に法的効果は生じないが、地方自治法改正後は必要な措置を講じ、速やかにその内容を報告する義務が生じた。

(9) 決算審議と予算編成の連動

- 決算審議のタイミング（夏～秋）は予算編成と重なるため、決算審議の意見を次年度予算に反映させることが重要。
- 施設の稼働率・利用者数データは予約システムから自動取得可能だが、多くの自治体でその機能に気づかず未活用。
- 自治体では情報がまとまっていないことが多く、データの一元管理・効率的な仕組み作りが必要。

(10) 公共施設マネジメントと人口減少

- 子どもの数は昭和 51 年から 2022 年で半減している一方、公立小中学校数は横ばい。人口ピーク時に合わせて作られた公共施設が過剰となり、更新費用を賄えないため削減が必要。
- 総務省は平成 26 年 4 月の通知により、平成 28 年度までに公共施設等総合管理計画の策定を要請し、これは 100%完了済み。その後、令和 2 年度までに個別計画策定も要請されている。
- 公共施設の除却費用に対し、平成 29 年 4 月に創設された公共施設等最適管理推進事業債や、令和 7 年度に拡充された交付税措置が活用可能。

(11) 設計・ランドデザインの重要性

- 施設設計時に維持管理しやすい設計要件（例：排水溝の清掃しやすさ）が不足しがち。設計者は見栄えや奇抜さを重視しがちで、実用性・管理性が軽視される傾向がある。
- 施設建設時にはランドデザインの策定や最低限の設計要件の明確化が必要。
- 公共施設の総合管理計画に予防保全やライフサイクルコスト削減等の基本方針が反映されているか確認が必要。

(12) 使用料見直しと施設活用

- フルコスト（減価償却費含む）に基づく使用料見直しが進むが、固定資産台帳の精度や施設ごとの還元率設定が課題であり、現状の何倍もの使用料となり上限額に一律で達するケースが多い。
- フルコスト見直しだけでなく、施設の目的外使用条件緩和や多様な料金設定が重要。
- 目的外使用を禁止する条例が施設活用の妨げとなる場合があるため、条例改正が必要。
- 市外利用者や営利目的利用への割増料金、閑散期割引など、時代に応じた多様な料金設定例がある。

3 所感

- 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）が夕張市にレッドカードを出すために基準となる数字が作られているため、早期健全化基準との数字比較はあまり参考にならないという講師の考えは大変興味深く、参考になった。健全化判断比率の中でも将来負担比率に着目すると良いとの講師のアドバイスも有用と感じた。
- 出雲市の将来負担比率は、令和 6 年度決算において、156.8 となっており、全国平均や山陰 12 市の平均と比べて、かなり高い水準となっている。これは非常に憂慮すべき事態

であり、特にインフラ投資や施設設備については慎重な判断が必要になると感じた。

- 講師の説明の中で印象に残ったのは、行政改革とファシリティマネジメントをセットで考えている点。これは講師の専門性であるが、出雲市の行政改革を推進するにあたり、ぜひ参考にすべき点である。出雲市の場合、行政改革を推進する行政改革課にはファシリティマネジメントの専門性を有した職員はおらず、また原課の施設管理担当者にもそうした専門性のある職員は配置されていないため、ぜひ前向きに検討するべき点であると思う。
- 特に予防保全は、行政担当者のみならず、指定管理者においても日常の業務において重要な観点である。定期的な排水溝の清掃などの基本的な予防保全の考え方を施設管理者が取り入れ、必要に応じて外部委託をしながら、施設の長寿命化を図るよう、訴えていきたい。

以上、三加茂 圭祐

議員セミナー「決算書の読み解きと質問・質疑のポイント」【歳出編・まとめ】

2025年8月8日（金） 京都 JA ビル 会議室

講師：横田慎一公認会計士事務所 所長 横田慎一氏

1. 研修会の目的

本研修会は、地方自治体の「決算」を単なる予算執行の事後確認に留めず、執行部に対して改善を促すための重要なツールとして活用する能力を習得することを目的とする。

特に、決算書の「歳出編」の構造を体系的に理解し、質問・質疑のポイントを学ぶことで、議会における決算審議の質と実効性の向上を図る。

2. 研修概要

(1) 決算審議の意義と財政制度の理解

- 決算の機能：自治体運営が「予算」を中心に進められる中、「決算」は予算の使い道を確認し、その確認を通じて次年度の予算編成や行政運営の改善を促すための鍵となるツールとして、その意義の重要性が強調された。
- 財政制度の限界：効果的な質問・質疑を行うためには、まず自治体の財政制度の概要や、現行の会計制度では把握しきれない制度上の課題や限界についても理解を深め、制度改革の視点を持つことが重要であると示された。

(2) 決算書の構造と読み解きの基本原則

- 決算書の困難点と対応：決算書が分かりにくい主な理由として、「分厚い資料」であることや、「数値が淡々と記載」されている点が挙げられる。
 - 議員の対応：議員個々の関心（専門性）に従って見るべきポイントを絞り込むことが有効な解決策として提案された。
 - 議会の役割：他団体の事例などを参考に、執行部局に対し決算書をより分かりやすく作成するよう働きかけることも、議会の重要な役割であるとの指摘があった。

(3) 目的別歳出の区分（款）とその概要

歳出は、行政目的別に分類する目的別歳出（予算の「款」に相当）と、経費の経済的性質別に分類する性質別歳出の二種類に大別される。研修ではまず目的別歳出の概要が解説された。

- 民生費：児童、高齢者、障がい者福祉、医療・保険年金など、社会保障にかかる経費であり、歳出総額の最も大きな部分を占める自治体が多い。
- 土木費：道路、橋、公園、下水道などの都市基盤整備にかかる経費。
- 教育費：学校教育、生涯学習、スポーツ振興などにかかる経費。
- 総務費：管理事務、企画、財政、人事、戸籍や徴税など、自治体運営の根幹にかかる経費。

- その他、議会費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費の各区分についても概要が確認された。

(4) 性質別歳出の構造と分析の視点

性質別歳出は、経費が義務的、投資的、その他どの性質を持つかによって分類され、財政構造を理解・分析する上で極めて重要である。

① 義務的経費の着眼点

支出が義務付けられており、節減が困難な（難しい）経費。

- 人件費：職員数の増減、給与水準の妥当性、業務効率化の取り組み、外部委託化の推進状況などを確認する。
- 扶助費：児童手当や生活保護費など、法定義務に基づき支給される経費。高齢化・少子化などの社会情勢に大きく左右されるため、増加傾向にあるか、その対策が講じられているかを確認する。
- 公債費：過去の借入金（市債）の元利償還金。将来の財政負担として、その償還計画の妥当性や、起債の目的の達成状況を検証する。

② 投資的経費（未来への投資）の着眼点

学校建設、道路整備などの将来の行政サービスのために支出される経費。

- 普通建設事業費：公共施設の建設や大規模な修繕費。事業の優先順位、施設の費用対効果、将来的な維持管理コスト（ランニングコスト）が十分に考慮されているかを検証する。
- 政策判断の検証：投資的経費は政策的な裁量が大きいため、事業の必要性、事業規模の適正性、財源構成の妥当性を厳しく質疑する。

③ その他の経費（コスト削減の余地）の着眼点

物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などを含む。

- 物件費・委託料：事務用品購入や外部への委託業務にかかる経費。競争性の確保（随意契約の妥当性）、契約金額の適正性、アウトソーシングによる行政コストの削減効果を検証する。

(5) 歳出のチェックポイント

研修では、特に注意が必要な項目・過去の事例について講師から説明に挙げた項目について理解を深める。

- 修繕料：保証期間（瑕疵担保期間）の確認

例えば、10年の瑕疵担保期間が定めてあれば施工会社に修繕部分について負担を求めることができる。実際に使えるのに使わない自治体もある。

そして大型施設工事の際は専門家に施工の妥当性を評価してもらうことも手である。また予算がないということでの分割発注は“無駄を生む”

- 施設設計の注意点

- ▶ 基本構想や基本設計の初期段階においてメンテナンス性やライフサイクルコストへの配慮が重要

設計士によるデザインから入る設計ではなく、ライフサイクルコストを鑑みても納得感のあるデザインであり、将来も技術的・財政的に維持できるかがポイントであり、施設の設計思想などの基本的な考え方（グランドデザイン）を示して（公表して）業者選定（選定基準）をすることが好ましい。

【メンテナンス性：排水溝の清掃のしやすさ、清掃場所への移動経路（はしご等）】

- 業務委託料

適切な見積（積算）なのか、特定の会社への特命随意契約が前提でないか、競争性の働く入札、プロポーザルによる契約が想定されているか、そもそも自治体職員ではできないことか。

- 指定管理料

指定管理制度の公募・運用について改善の余地はないか。

→自主事業に促しているか。

- 使用料、リース料

土地・建物について賃貸借契約から買取できないか。

パソコンについては過度なスペックでないか。

→行政側で発注の際に仕様書が書けているのか。業者選定に任せると無駄な機能がついた高額パソコンになる可能性がある。

細かい見直しでリース料が3億減った事例あり。（10万人市）

- 工事請負費

ライフサイクルコストは当初の建設請工事費の3-5倍になるとされていることに留意しなければならない。

ガラス張り、大空間エントランス、吹き抜けは行政サービスに必要なか検討が必要。

地元産木材、国産木材を利用した施工は良いが、コストと見合っているか。

- 負担金、補助及び交付金

補助金の使用状況や外郭団体等の経営状況のモニタリングは外部専門家による監査の導入も有用

最近の傾向は外郭団体や地元団体への運営費補助は認めず、事業費補助にのみとし
ている。経営状況が悪いからという補助金は廃止傾向（例：大阪府漁業組合にアナゴ養殖・
販売（300万円/年）→実は赤字補填のため廃止

（5）実務を動かす質問質疑を目指して

【財政全体】

- 財政健全化法による健全化判断比率（実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質交際費比率、将

来負担比率)や経済収支比率や単年度収支、実質単年度収支だけでは財政状況の把握に限界がある。

- 特に持続可能な財政運営のためには

『財政調整基金などの基金を取り崩し何とかやりくりしている状況』

『臨時財政対策債に依存した状況』

これらを早期に発見し、是正を促がすことが重要。

【個別事業等】

- 歳入歳出事項別明細書(出雲市で言えば事業別説明書)や「主要な施策の成果に関する説明書」を参考にし、個別事業等の実施状況を確認する。

経済性、効率性、有効性

→形式的、短絡的な目標設定にとどまっていなかに留意

【参考】米国会計監査院による評価マネジメントガイド

- 政策が非効率であったり、政策の効果がなかったりするものは

①政策の断片化(同じ事業を複数に分ける)

②重なり合い(一部重なっている)

③重複(全部重なる)

のいずれかが存在する場合に生じるとされている。

- 行政サービスのアップデート

民間サービスはモノ消費からコト消費へ変化している。

行政サービスに当てはめると公共施設の提供よりも、公共施設における体験事業へのニーズが高まっている。(体育館の提供より子供向けダンス教室)

公共施設の統廃合の縮小の議論ではなく、行政サービスの観点からの「充実」の議論へ

3. 所感

本研修を通じて、決算審査は単なる予算執行の結果確認にとどまらず、行政運営の改善と政策効果の検証を促す極めて重要な機会であることを改めて認識した。特に、決算書の歳出構造を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類して分析することで、財政の持続可能性を把握し、効率的な行政運営に向けた具体的な提言が可能となる点を理解した。講師からは、修繕料やリース料など一見小さな項目でも、発注方法や仕様書の作成精度次第で大きな財政効果を生み出す事例が紹介され、議会の質問力と着眼点の重要性を学んだ。

また、公共施設整備におけるライフサイクルコストの把握や指定管理制度、補助金の適正運用など、長期的な財政マネジメントの必要性が強調された。特に印象的であったのは、職員の意識を持続させるためには、一過性の質問で終わらせず、継続的に質疑を重ねることが有効であるという点である。予算審議や本会議での議論の行方を決算の場で確認し、次の改善につなげる姿勢こそが議会の責務であると感じた。今後は、決算で得られた知見を次年度

予算や政策形成に反映させ、議会が行政の PDCA サイクルを支える存在となるよう努めていきたい。

以上、坂本 祐麻

令和 7 年 7 月 8 日

出雲市議会 議長 様

会 派 名 政雲クラブ

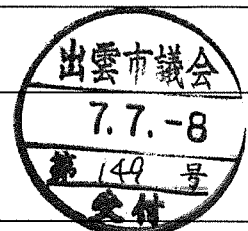
代表者氏名 湯浅 啓史

(署名又は記名押印)

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和 7 年 8 月 12 日～13 日 (2 日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	【視察先】 兵庫県まちづくり部 住宅政策課 西脇市建築住宅課	【目的】 空き家等活用促進特別区域 (特区) の指定等空き 家などの活用の促進に関する条例の仕組みと具 体的な取り組みを学び、出雲市における空き家対 策に活かす方法を連携団体で検討していくきつ かけとする。
	【行程】 ・ 8 月 12 日 8 : 00 出雲市役所集合・出発 14 : 00～16 : 00 兵庫県まちづくり部住宅政策課 宿泊先 : 神戸三宮東急 REI ホテル ・ 8 月 13 日 8 : 30 ホテル出発 10 : 00～12 : 00 西脇市役所建設水道部建築住宅課 16 : 30 出雲市役所到着 解散 (予定) ※全行程車で移動	
3. 参加者	湯浅 啓史、坂本 祐麻	
4. 添付書類		



令和7年8月22日

出雲市議会 議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 湯浅 啓史

(署名又は記名押印)

視察研修について (報告)

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日 程	令和7年8月12日～13日 (2日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	【視察先】 兵庫県まちづくり部 住宅政策課 西脇市建築住宅課	【目的】 空き家等活用促進特別区域 (特区) の指定 等空き家などの活用の促進に関する条例の 仕組みと具体的な取り組みを学び、出雲市 における空き家対策に活かす方法を連携団 体で検討していくきっかけとする。
3. 参加者	坂本 祐麻 ※湯浅啓史代表は当初参加予定でしたが、体調不良により欠席とな りました。	
4. 添 付 書 類	1. 報告書 以下のとおり	



視察所感

① 兵庫県 まちづくり部 住宅政策課

「空き家特区制度制定までの経緯及び条例制定後の状況」

条例制定までの経緯

県議会で県内の空き家対策や条例化の質問があったことを契機に令和3年度に検討会を3回実施し、令和4年度から「空家活用特区条例（空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例）」を施行。

検討会では各市町からの代表者のほか学識経験者、民間事業者で構成 空き家を取り巻く地域課題や地域ごとの課題や対応、空き家流通、利活用に対しての考え方、各市町に向け行ったアンケートを基に制度づくりを協議。

制度の対象は、必要な地域に効率的に実施するとの考えから、地域を絞った区域指定をすることとし、県下の市町に希望を伺った。

兵庫県では以前から県内の地方公共団体と住宅政策に関係する団体等との連携し「ひょうご住まいづくり協議会」を設けており、地域住宅事業、居住支援事業、既存住宅活用事業、空き家対策事業を推進するなど県全体でネットワークを構築していた。

条例制定後の状況

空家活用特区条例を施行後、10市町が希望し、この内7市町8地区を指定。

指定区域と目的は主に市街化調整区域における規制緩和であり、都市部からはない市町が得た空き家情報を基に必要書類を送付義務化としているが罰則規定もないため未届者への再通知などは行っていない。

特区における補助制度は、従来行っていた補助制度に補助率や上限額の上乗せをした制度としている。本制度には、県費以外に国費も財源として充てている。

活用実績があるのは、空き家や古民家の改修事業のみ。旧耐震基準の老朽危険空き家の除却についても補助実績ない（従来から行っている老朽危険空家に関する補助金は活用されている）「空家等流通の伴走型サポート支援」についても補助実績なし。

所見

今回の兵庫県および西脇市への視察を通じて、兵庫県の空家活用特区制度は、空き家を単なる「撤去・除却の対象」から「地域資源」として捉え直した大きな転換点であると感じました。

実際に、国の空家等対策特別措置法の改正においても、兵庫県の先進的な取組が反映され、空き家の利活用を促進する仕組みが全国レベルで制度化されていることから、その先導的な意義は大きいと考えます。

今後、自治体として空き家対策を進めるにあたっては、管理や除却にとどまらず、空き家を地域振興の拠点として位置づける政策設計がより一層重要になると感じました。

その際、空き家の届け出義務化についても、何のために行うのかという目的を明確にしなければ、制度の理解や協力は得られにくく、特に所有者側にとって分かりやすいメリットが示されなければ普及は難しいと考えます。

また、空き家問題は防災・防犯といった側面だけで捉えるのではなく、利活用の視点をあわせて検討することが重要です。

空き家活用を移住・定住対策の手段としてのみ位置づけるのではなく、地域住民自身が使いやすい、関わりやすい仕組みとするため、リフォーム助成などの支援策を含めた幅広い検討が必要であると感じました。

あわせて、「空家等流通の伴走型サポート支援」に実績が見られない点については、自治体と民間団体との連携が十分に機能していないことが一因ではないかと受け止めました。行政が把握した空き家情報が、実際に動ける連携団体まで十分に共有されていない状況があるとすれば、情報の流れや役割分担の整理が必要であると考えます。

さらに、市町全域で空き家届出制度を実施する場合には、事務量の増加が大きな課題となることも改めて認識しました。

その意味でも、兵庫県が空き家対策を各市町任せにするのではなく、県全体の課題として捉え、議会での問題提起を受けて速やかに条例化の検討に着手した姿勢は、非常に示唆に富むものであると感じました。

今回の視察を通じて、空き家対策は制度そのもの以上に、「目的の明確化」「情報の流れ」「行政と地域・民間の連携」が成否を分けるものであり、出雲市においても、これらの視点を踏まえた検討を進めていく必要があると強く感じております。

② 西脇市 建築住宅課

「空き家特区制度適用後の空き家政策について」

(1) 行政体制

- ・ 移住定住支援と空き家政策を同一課で担当：建設水道部建築住宅課が一体的に担い、移住促進と空き家利活用を連動させている。
- ・ 人員体制：空き家バンクの登録から問い合わせ対応まで、市職員 2 名体制で対応。

(2) 特区制度の運用

- ・ 特区制定基準：地区住民の意向を尊重し、要望があった 2 地区を特区に指定。今後也希望があれば追加認定予定。
- ・ 指定地区：芳田地区全体 津万地区内の嶋地区
- ・ 特区制度の効果：規制緩和と計画的な空き家活用を通じて、移住・定住促進に寄与。

(3) 空き家情報の把握体制

- ・ 地域との協働：10 年前から各地区の自治協会に空き家情報の届け出を依頼。
- ・ 調査方法：各区域に地図を配布し、空き家として把握している建物に色付けをして集約するという方法をとっている。
- ・ 行政調査：2 年ごとに市として独自調査を実施し、情報の精度を向上。
- ・ 特区地区での取り組み：行政から空き家所有者に届け出と情報提供の可否について郵送にて勧告（未届者への再通知はなし）。

(4) 空き家バンクの運用

- ・ 物件登録増加：令和 4 年度から広報強化と業者連携が進み、登録件数が増加。
- ・ 成果：登録物件の増加に伴い、移住・定住者数も増加傾向。
- ・ 運営：市の直営 一級建築士の職員を移住コーディネーターとし、利活用案の募集・起案から物件調査等を行っている。0 円空き家物件の登録（司法書士に支援依頼）。

(5) 利活用促進の仕組み

- ・ 空き家利活用コンペ：令和 2 年度から実施。飲食業や宿泊業などの事業者が空き家を活用し創業。
- ・ 地区ごとの特徴：
 - ・ 芳田地区：自治協会が主導し、プロジェクト委員会を立ち上げて地区全体で利活用

を推進

- ・ 嶋地区：地域を盛り上げようとする個人プレイヤーの意向に基づき推進

(6) 成果と課題

- ・ 条例制定を機に一部署が一体的に担い、移住促進と空き家利活用を連動させている
- ・ 地域間での情報交換により空き家問題に対する地域ごとの温度差がかなり縮まった
- ・ 調査方法や空き家の定義は地区に任せているため調査結果にばらつきがある
- ・ 空き家対策に積極的な地域と消極的な地域の差
- ・ 現在の空き家バンクの体制が担当者の人的能力頼みのところがある

所見

西脇市は、空き家活用特区制度を制定する以前から、地域住民と協働した空き家情報の収集に積極的に取り組んでおり、空き家政策に対する関心と問題意識が非常に高い自治体であると感じました。

特に、移住・定住施策と空き家対策を同一の行政体制で一体的に運用している点は、空き家活用を具体的な成果へと結びつけるうえで有効であり、他自治体にとっても大いに参考となる仕組みであると考えます。

また、西脇市の大きな特徴として、地域の自主性と行政支援を組み合わせ、制度運用を柔軟に展開している点が挙げられます。

芳田地区のように自治会が主体となって取り組むモデルと、嶋地区のように個人の意欲を起点として広がるモデルが併存しており、地域事情に応じた多様な空き家活用の在り方が実践されていました。

このような地域主導型モデルは、他自治体が空き家対策を進める際の具体的な参考事例になり得るものと感じました。

さらに、自治協会による情報収集と行政調査を組み合わせた空き家情報の把握体制は、正確なデータ整備に極めて有効であり、全国的にも展開可能な仕組みであると考えます。西脇市の空き家特区制度は、住民主体の情報把握と行政による制度的支援を融合させた点に大きな特徴があり、とりわけ「移住・定住と連動した空き家利活用モデル」を実現している点は、他に例の少ない先進的な取組であると評価できます。

一方で、空き家届出制度を進めるうえでは、自治会や地域の協力が不可欠である反面、

地域組織への負担が大きくなりがちなことも課題として認識しました。

実際、空き家調査は開始当初、地域によって理解に差があり、調査結果にもばらつきが生じていたとのことであり、地域との連携には時間をかけて丁寧に理解を深めていく必要性を改めて感じました。

また、西脇市ではコンパクトシティの考え方とも連動させ、いわゆる「ポツンと一軒家」のような立地条件の厳しい住宅については、規制緩和の対象とするなど、市全体のまちづくり構想の中で空き家対策を位置づけている点も印象的でした。

さらに、届出義務を前面に押し出すのではなく、固定資産税調査や不動産登記など、既存の情報を活用しながら、所有者と連絡が取れる場合には丁寧に働きかけるといった、現実的かつ柔軟な運用が行われていることも、制度を継続させるうえで重要な視点であると感じました。

今回の視察を通じて、空き家対策は制度の強さだけでなく、地域との信頼関係、行政の姿勢、そして無理のない運用の積み重ねによって成り立つものであることを強く実感しました。

出雲市においても、これらの視点を踏まえ、地域の実情に即した空き家対策の検討を進めていく必要があると考えております。

令和7年11月21日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 湯淺 啓史

(署名又は記名押印)

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和8年1月28日～30日 (3日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	1月28日(水)移動 1月29日(木)東京 10:00～17:00 ■議員セミナー参加 1月30日(金)移動	「政策立案能力向上に向けたデータ利活用とEBPMの基礎知識」 1. 政策形成への統計活用の意義と必要性 2. 政策の形成と実績評価に用いる主な指標とその役割 3. 客観的な根拠のある政策づくり (EBPM) 4. バックキャスティングによる政策形成 5. 独自に統計を作成することの重要性 「地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント」 1. 計画行政の意義と総合計画の位置づけ 2. 総合計画導入の経緯と現在までの変遷 3. 法による策定義務付けの廃止による影響 4. 総合計画の枠組み (計画の位置づけ・構成等)の動向 5. 一般的な策定プロセスと重視すべきポイント 6. 策定プロセスへの住民参加の手法 7. 特に留意すべき関連計画 (デジタル田園都市構想、SDGs 等) 8. 行政評価を活用した総合計画進行管理への取り組み
3. 参加者	湯淺 啓史	
4. 添付書類	行程表 (別紙「行程表」のとおり)	



出雲市議会 政雲クラブ 行政視察行程表（2026年1月28日～30日）

1月28日(水)	17:15	移動 空路) 出雲空港17:15発 ⇒ 羽田空港18:35着 (JAL274便)
	18:50	モノレール、JRを利用して宿泊地へ移動 宿泊) レムプラス銀座
1月29日(木)	9:00	移動 地下鉄移動で池袋
	10:00	としま区民センター 404号室 東京都豊島区東池袋1丁目20-10 議員セミナー参加 (廣瀬行政研究所) 講師: 大塚 敬 (三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 地域政策部 主席研究員) 10:00～13:00 政策立案能力向上に向けたデータ活用とEBPMの基礎知識 14:00～17:00 地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント
	17:30	移動 地下鉄で宿泊地へ移動 宿泊) レムプラス銀座
1月30日(金)	10:00	移動 モノレール、JRにて羽田空港へ移動
	14:15	移動 空路) 羽田空港14:40発 ⇒ 出雲空港16:10着 (JAL283便)

行政視察報告書

令和8年3月9日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 湯浅啓史

報告書作成者 湯浅啓史

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和8年1月28日（水）～1月30日（金）	
2. 視察研修先 視察研修目的	1月28日（水）移動 1月29日（木）東京 1月30日（金）移動	■議員セミナー参加 「政策立案能力向上に向けたデータ利活用とEBPMの基礎知識」 「地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント」
3. 参加者	湯浅啓史	
4. 添付書類	1. 行程表 別紙のとおり 2. 報告書 別紙資料のとおり	



視察所感

「政策立案能力向上に向けたデータ利活用と EBPM の基礎知識」

2026 年 1 月 29 日 (木)

説明者：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主席研究員 大塚 敬 氏

「政策立案能力向上に向けたデータ利活用、EBPM の基礎知識と質問への生かし方」

1. 政策形成への統計活用の意義と必要性
 2. データ分析の基礎
 3. 政策の形成と実績評価に用いる主な指標とその役割
 4. 客観的な根拠のある政策づくり (EBPM)
 5. バックキャストによる政策形成
 6. ロジックモデルを用いた政策形成【演習】
 7. 独自に統計を作成することの重要性
 8. 統計リテラシーを生かした政策に係る質問におけるチェックポイント
-

政策形成への統計活用の意義と必要性

必要な能力： 統計が持つ意味や価値を正しく読み取る能力

適切な統計を選ぶ能力

統計を適切かつ効果的に分析する能力

ポイント： 情報の種類と特性を踏まえ、目的に即して最適なものを活用することが必要

留意点： 前提条件や留意事項を踏まえずに活用すると誤った分析をしてしまう
リスクがある

統計の定義の確認

抽出方法の適切性／実施時期の適切性／調査対象・項目の適切性

データ分析の基礎

※記述統計とは、与えられたデータの性質を表す手法のこと

◎視覚的分析：グラフ、表による傾向の把握

◎数量的分析：記述統計量（平均値、中央値、最頻値、標準偏差等）による
傾向の把握

- ・まず視覚的に概ねの傾向を把握
- ・傾向に即した記述統計量を確認

- ・データを表に整理する
- ・表からグラフを作成して傾向を視覚的に確認する
- ・特徴に即した記述統計量を算出し、傾向を定量的に分析する

政策の形成と実績評価に用いる主な指標とその役割

アウトカムを重視した政策形成が必要

アウトカム： 行政活動の成果として「市民や市民を取り巻く環境の状態をどのように改善・向上させたか」を表す概念

アウトプット： 行政活動で「何をどれだけやったか」

- 政策や事業の実績を評価するとき「何をどれだけやったか」で説明しがちだが、アウトプットは目的ではなく手段であり、それが充実しても目的を達成したことにはならない。
- 政策や事業の立案や実績の評価を行う際には、「何をどれだけやったか」ではなく民や市民を取り巻く環境の状態をどのように改善・向上させたか」を重視する姿勢で取り組むことが求められる

客観的な根拠のある政策づくり（EBPM）

EBPM=Evidence Based Policy Making

「統計改革推進会議最終とりまとめ」（H29/5）における定義

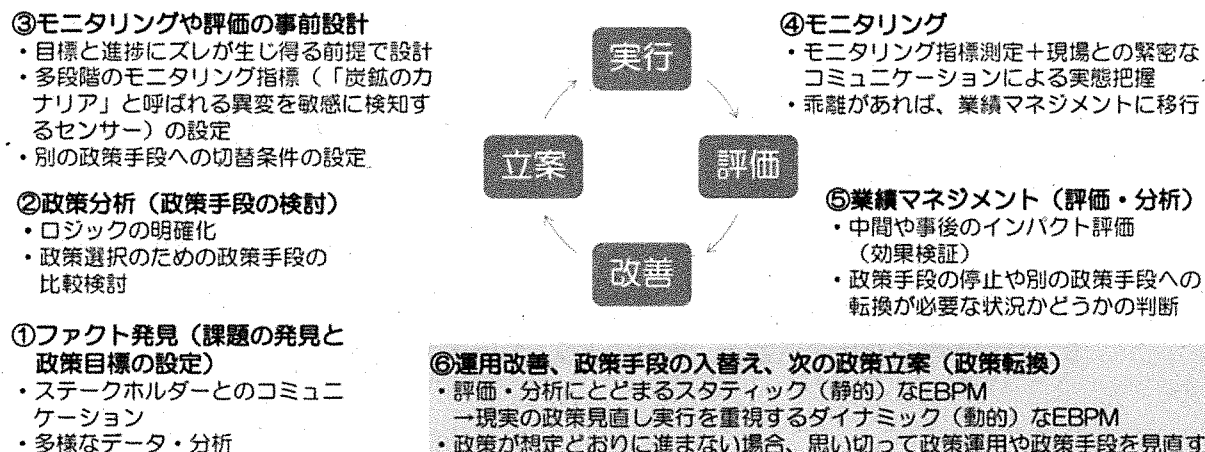
<EBPM の定義>

統計を活用した証拠に基づく政策立案

<EBPM サイクルの定義>

政策課題の把握、効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル

ダイナミック(動的)なEBPMの政策サイクル



内閣官房行政改革推進本部「EBPM ガイドブック」（2023.4.3）

従来のエピソードベースの政策形成からエビデンスベースで政策形成を行うことが必要

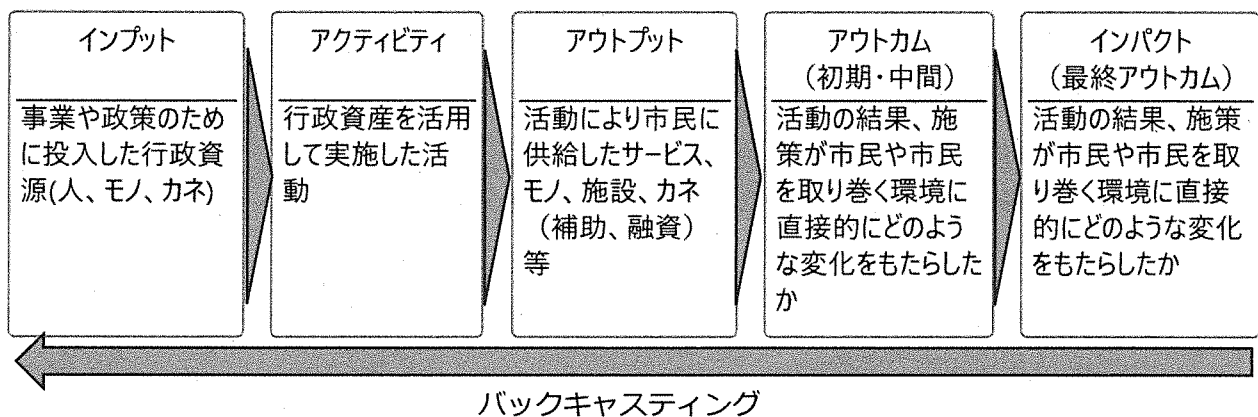
- 政策目的を明確化する
- 政策の手段による効果が、政策目的の達成に有効であるという論理的なつながりを確認する
- 論理的つながりのエビデンスを、できる限り客観的で信頼性のあるデータとして整理すること

ポイント

- 政策と成果、およびそれらの状態を評価・分析する指標の基本的な因果関係に疑義が生じないこと
- 評価・分析に用いるデータへの施策・事業以外の外部要因の影響をできる限り小さく評価すること

バックカスティングによる政策形成

ロジックモデル

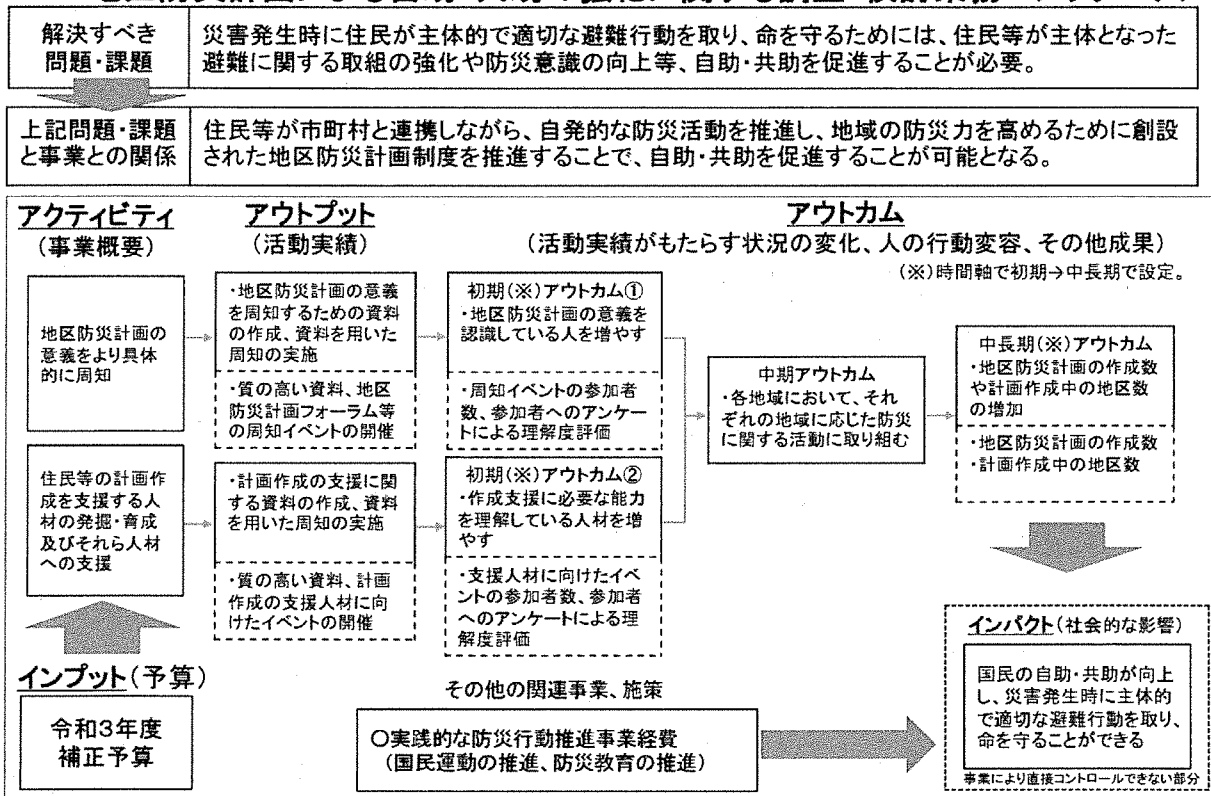


- 本当に必要な政・事業を実現するためには、目指すべき将来像を明確にし、これを実現するための取り組みを設定する、バックカスティングによる政策づくりが必要
 - 新規に施策や事業を立案する際には目的とする成果から投入までさかのぼって考える手順
1. 事業実施の背景を整理し、政策の最終的な目的と、その実現に向けて政策がもたらすべき効果（政策の目的）を設定する
 2. アウトカムに設定した変化をもたらすことが可能なアウトプット（施策・事業により供給するサービスやモノ）を決定する
 3. 結果を得るための活動と、活動に必要な投入を検討する

ロジックモデルを用いた政策形成

ロジックモデルの例

(別紙) 地区防災計画による自助・共助の強化に関する調査・検討業務ロジックモデル



(注1)アウトプット及びアウトカムの点線枠内には、何をもちてアウトプット及びアウトカムを測るのかを記載する。

(注2)アウトカムを定量的に測ることが困難な場合には、代替となる事項をもってアウトカムを測ることの相当な理由も同枠内に記載する。

出展) 内閣府における EBPM への取組 令和3年度の取組

独自に統計を作成することの重要性

公的統計の限界と独自データ収集の必要性

国の公的統計は市町村データの整備・公表が不十分

独自に市民や市民を取り巻く環境の実態と動向を把握する必要

業務取得情報の大きな可能性

日常的に入力される情報は、体系的に整理すればすべて統計になりうる

届け出等による地域の実態にかかる情報

行政サービスの提供を通じて得られる対象者の実態情報

その他一般的な事務処理を通じて得られる情報

エビデンス確保を視野に入れた事業計画の設計の必要性

既存の統計では望ましいエビデンスが確保できない場合も多いため、施策や事業の実施プロセスに必要データを確保する手順を組み込んでおくことが必要

統計リテラシーを生かした政策に係る質問におけるチェックポイント

統計を活用したチェックの視点	
重要性	・ 市民のニーズは大きいのか ➢ 市民意識調査等を用いた市民の評価、満足度、重視度などの確認 ・ 地域の現状は問題が大きいと言えるか ➢ 客観的データを用いた他自治体比較等による地域の位置づけの確認 ・ 社会的要請は高いか ➢ 国等の政策動向と客観データによる国の政策目標との比較等による地域の位置づけの確認
緊急性	・ 他の政策課題と比較して優先して取り組むべき状態と言えるか ➢ 重要性の根拠データを用いた時系列的傾向の確認
有効性	・ 政策により期待される成果は大きいのか、またその推定の信頼性は高いか ➢ 政策の成果の見込みが、客観的かつ適切なアウトカム指標を用いて説明されているか、類似事例、先行事例、既往研究などその推定が示されているか確認
効率性	・ 政策の費用対効果は高いのか、またその推定の信頼性は高いか ➢ 費用と期待される成果の価値（便益）のバランスの妥当性が客観的な根拠を用いて説明されているか、類似事例、先行事例、既往研究などその推定が示されているか確認
実現性	・ 政策立案の内容は提案されているか ➢ 需要規模や連携が必要な主体の状況など、現実に必要な条件が確保されていることが客観的な根拠を用いて説明されているか確認
評価の適切性	・ 主観的、恣意的な評価をしていないか ➢ 客観的なデータ（アウトカム指標）を用いた分析がなされているか、これを尊重した評価がなされているかを確認 ・ 成果を適切に表す指標により評価されているか ➢ 目標達成状況を的確に表すアウトカム指標が設定されているか確認する ・ 指標の信頼性（エビデンスレベル）を踏まえた評価がなされているか ➢ 対象群との比較などアウトカム指標の信頼性向上に係る工夫がなされているか、外部要因の影響を加味した分析がなされているかを確認する
改善方法の妥当性	・ 課題とその要因とされた実施内容の関係は適切か ➢ 両者の関係性がデータを用いて客観的に説明されているか確認 ・ 改善による新しい方針（取り組み）の有効性の根拠は示されているか ➢ 類似事例、先行事例、既往研究などその推定が示されているか確認

「地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント」

2026 年 1 月 29 日 (木)

説明者：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主席研究員 大塚 敬 氏

「地方公共団体における総合計画策定、進行管理のポイントと質問への生かし方」

1. 計画行政の意義と総合計画の位置づけ
2. 総合計画導入の経緯と現在までの変遷
3. 法による策定義務付けの廃止による影響
4. 総合計画の枠組み（計画の位置づけ・構成等）の動向
5. 一般的な策定プロセスと重視すべきポイント
6. 策定プロセスへの住民参加の手法
7. 特に留意すべき関連計画（デジタル田園都市構想、SDGs 等）
8. 自治体総合計画を取り巻く環境の変化
9. 行政評価を活用した総合計画進行管理への取り組み
10. 総合計画策定と進行管理に係る質問におけるチェックポイント

自治体総合計画を取り巻く環境の変化《人口動向》

人口減少による活力減少、福祉負担増

- 2040 年には 2020 年より総人口が約 1300 万人（10.6%）減少
- 生産年齢人口は 1300 万人（約 17%）減少
- 高齢人口は 330 万人（9%）増加

人口減少により都市機能の維持が困難となる地域の増大

- 2050 年までに市町村の 76%が人口 5 万人以下、約 4 割（737 団体）が人口 1 万人以下、約 30 割が 5000 人未満となり、都道府県のうち 4 県（鳥取県、島根県、徳島県、高知県）は人口 50 万人を下回る見込み

人口減少により都市的機能の維持が困難となる地域の増大

- 人口が 5 万人を下回ると総合スパ、5000 人を下回ると福祉関係のサービス施設の一部で立地確率が 5 割以下となる

少子化の急速な進展

- 2010 年までは、団塊ジュニア（1971～1974 年生まれ）の女性の存在あり、低出生率でも出生数があまり減らない状況を作っていた
- 出生数は団塊ジュニアの影響による「出生数の踊り場現象」が終了し、過去 9 年間に約 32%減少した

将来の新卒者の減少

- 15～19 歳、20～24 歳人口は、出生数が急減した 2015 年以降生まれがこれらの年齢に達する 2030 年以降急減し大学の定員割れや企業の人員確保が本格化する。その後 2045 年までにこれらの世代は 2020 年と比較して 3 割程度減少する。
- 15～19 歳、20～24 歳人口の減少率には大きな地域格差があり、2045 年の 15～24 歳人口の対 2020 年減少率は、東京都は全国平均よりも緩やかな 9.3%減にとどまるが、地方圏では秋田県の 54.4%減、青森県の 53.2%をはじめ、上位 10 県のすべてが減少率 40%を超える

後期高齢者比率の高まり

- 2024 年以降、団塊世代が後期高齢者となり、その後減少することなく 2050 年には団塊ジュニア世代が後期高齢者となるため、後期高齢者数は長期的な高止まりが続く、このため、福祉需要増大や介護職不足、病院不足、墓地不足などが大きな課題となる
- 認知症患者数は、2040 年には 584.2 万人、軽度認知障害の患者数はさらに 612.8 万人と推計されてる、このため、認知症患者に対する理解や見守り、支援など、地域にける対応の充実を早急に進めることが必要となると考えられる

行政評価を活用した総合計画進行管理への取り組み

総合計画の「進行管理」とは

- 総合計画の進行管理とは「計画に基づく取り組みの成果とそれにより計画に掲げた目標がどの程度実現したかを明らかにし、計画の実績を評価すること」
- さらに、「評価結果の要因（目標が達成できた理由、目標未達成となった理由）を明らかにし、政策、施策、事業をより効果的となるように改善すること」

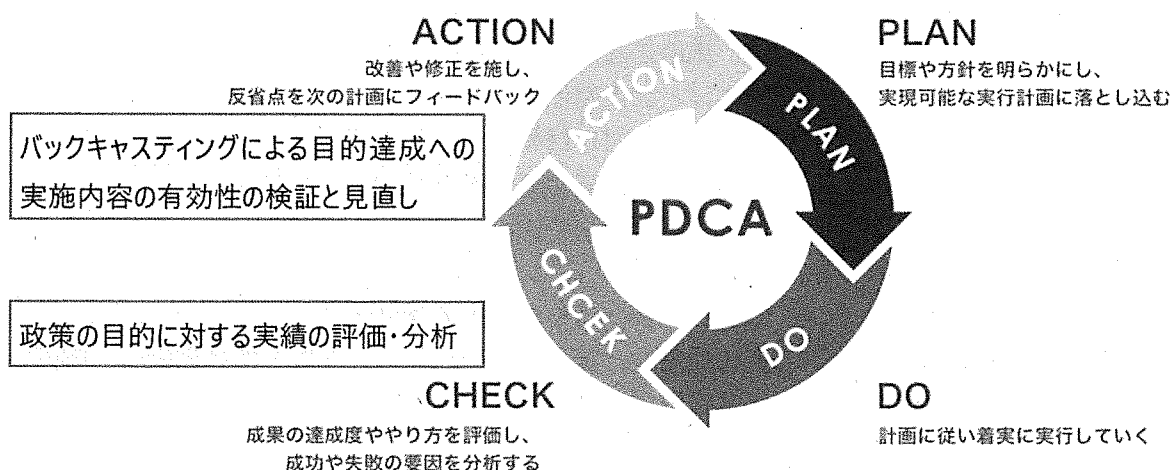
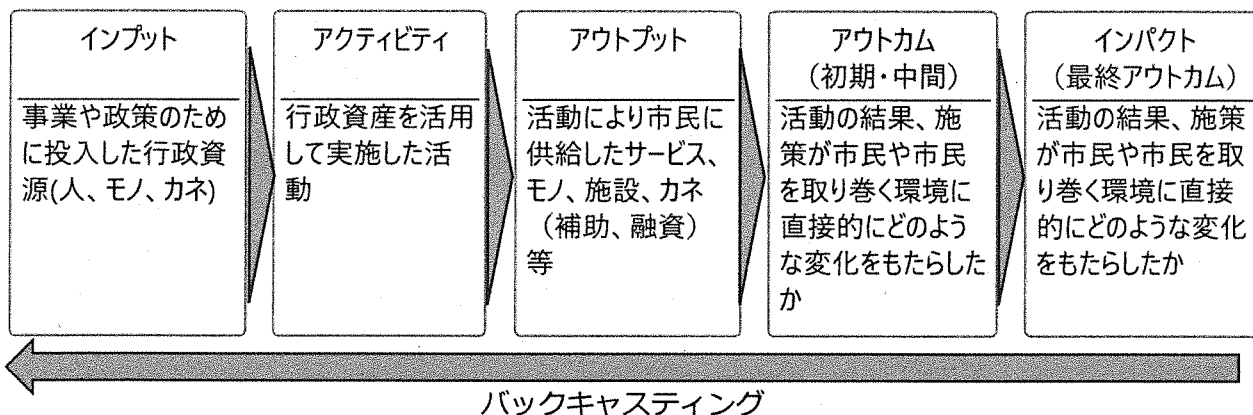
予算執行率とアウトプットによる進行管理からアウトカム志向への転換

- 行政評価の導入により、アウトプット（何を実施したか）ではなく、アウトカム（どのような効果をもたらしたか）で行政活動の実績を評価する考え方（アウトカム志向）が普及した
- これに伴い、それまで予算執行率や事業計画の実施率を中心として行われていた総合計画進行管理は、アウトカム志向で行うことが一般的となっている

行政評価の総合計画進行管理への活用

- 行政評価を導入している多くの地方公共団体では、行政評価を総合計画の施策体系にそった施策や事務事業を対象として実施している団体が多く、行政評価が総合計画の進行管理のツールとして活用されている

総合計画の実績をアウトカム（どのような効果、成果をもたらしたか）で評価することが不可欠



総合計画策定と進行管理に係る質問におけるチェックポイント

	チェックの視点
全国的な社会経済動向（マクロ動向）の分析	・ 主要な国の政策や留意すべき社会動向で漏れているものはないか ・ マクロ動向の地域への影響が的確考察されているか
地域の状況と課題（ミクロ動向）の分析	・ 政策分野の主要な統計が網羅的に分析されているか ・ 問題点と可能性の現状と今後の見通しが明確にされているか
市民等のニーズの把握	・ 市民アンケートの調査だけでなく、地域の主要な主体（地域団体、事業者）の意見把握（アンケート・ヒアリング）を実施しているか ・ アンケートだけでなくワークショップ、意見交換会など市民が自由に直接意見を提示できる機会を設けているか ・ こども・若者からの意見把握を実施しているか
人口フレーム	・ 妥当な仮定による人口推計が実施されているか ・ その結果が計画の前提条件として踏まえられているか
現行計画実績	・ すべての施策の成果（アウトカム）の実績が明確にされているか
計画構成と計画期間	・ 3層、2層、1層など総合計画を構成する計画とそれぞれの役割・内容とそれに即した計画期間の設定内容とその理由は妥当か
計画の位置づけ	・ 行政計画、公共計画など計画の位置づけは説明されているか またその内容は妥当か
検討プロセス	・ 企画部門と所管課の対話による施策の検討プロセスは妥当か （書面調査・ヒアリングの実施有無及びその内容 等）
分野別施策の策定内容	・ 施策の検討は現行計画の継続ありきではなく、地域の現状分析に基づいて適切な目標を設定したうえで、その実現に向けたバックキャストリングによる検証がなされているか （ロジックモデル作成の有無及びその妥当性、計画策定手法に係る職員研修実施の有無 等）
重点プロジェクト等の設定の有無と位置づけ	・ 重点プロジェクトなど優先的に実施する施策等が明確にされているか ・ その具体的な位置づけや実施方針が明確にされているか（優先実施の実効性が担保されているか）
重点プロジェクト等の策定内容	・ 取り組みにより解決すべき課題を優先的、重点的に解決すべき理由が、客観的な根拠に基づいて説明されているか、その内容は妥当か ・ 実施内容の有効性が客観的な根拠に基づいて説明されているか、その内容は妥当か
成果指標	・ 政策、施策に設定される目標指標、目標値は妥当か （実施内容と因果関係が明確なアウトカムが設定されているか） （現状の水準に対し目標値の水準は適切か）
進行管理の枠組み	・ 評価対象とそれぞれの評価サイクルは妥当か （特に理由がない限り施策、事業は必ず対象とし、毎年実施が望ましい） ・ 内部評価体制、外部評価体制は妥当か （評価の信頼性、客観性の観点から、内部二次評価組織、外部評価組織の設定が望ましい）

出雲市議会 政雲クラブ 行政視察行程表（2026年1月28日～30日）

1月28日(水)	17:15	移動 空路) 出雲空港17:15発 ⇒羽田空港18:35着 (JAL274便)
	18:50	モノレール、JRを利用して宿泊地へ移動 宿泊) レムプラス銀座
1月29日(木)	9:00	移動 地下鉄移動で池袋
	10:00	としま区民センター 404号室 東京都豊島区東池袋1丁目20-10 議員セミナー参加 (廣瀬行政研究所) 講師: 大塚 敬 (三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 地域政策部 主席研究員) 10:00～13:00 政策立案能力向上に向けたデータ活用とEBPMの基礎知識 14:00～17:00 地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント
	17:30	移動 地下鉄で宿泊地へ移動 宿泊) レムプラス銀座
1月30日(金)	10:00	移動 モノレール、JRにて羽田空港へ移動
	14:15	移動 空路) 羽田空港14:40発 ⇒出雲空港16:10着 (JAL283便)

令和8年3月10日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 湯淺 啓史
(署名又は記名押印)

視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和8年3月26日～27日 (2日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	3月26日 (木) 東京 ■議員セミナー参加	10:00-12:30 『一般質問を丁々発止の緊迫感ある綱引きとするため の必須要件は』 ・先進地・後進地比較 ・将来のための積極的に提案されるべき質問領域 等 13:00-16:00 『情報の非対称性のなかどこまで迫れるの？予 算をめぐる議員の権能』 ・扶助費の増加 ・財政調整基金積立額 等 (セミナー主催: (株) 広瀬行政研究所)
3. 参加者	坂本 祐麻	
4. 添付書類	行程表 3/26 出雲発 (7:40) ⇒ 羽田着 (9:00) ⇒ 研修会: としま区民センター (10:00-16:00) ⇒ 宿泊: 京王プレッソイン新宿 ⇒ 3/27 羽田発 (16:30) ⇒ 出雲着 (18:05)	



令和 8 年 3 月 30 日

出雲市議会 議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 湯淺 啓史

(署名又は記名押印)

視察研修について (報告)

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日 程	令和 8 年 3 月 26 日から 27 日 (2 日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	3 月 26 日 (木) 東京 ■議員セミナー参加	10 : 00-12 : 30 『一般質問を丁々発止の緊迫感ある綱引きとするため の必須要件は』 ・先進地・後進地比較 ・将来のための積極的に提案されるべき質問領域 等 13 : 00-16 : 00 『情報の非対称性のなかどこまで迫れるの？ 予 算をめぐる議員の権能』 ・扶助費の増加 ・財政調整基金積立額 等 (セミナー主催 : (株) 広瀬行政研究所)
3. 参加者	坂本 祐麻	
4 添 付 書 類	1. 行程表 以下のとおり 2. 報告書 以下のとおり	



1. 行程表

3/26 出雲発 (7:40) ⇒ 羽田着 (9:00) ⇒ 研修会：としま区民センター (10:00-16:00) ⇒
宿泊：京王プレッソイン新宿⇒3/27 羽田発 (16:30) ⇒出雲着 (18:05)

2. 報告書

講義内容：「一般質問を丁々発止の緊迫感ある綱引きとするための必須要件は」

講師：藤井信吾（前取手市長）

（１）一般質問の特性の変化

高度経済成長期からバブル期にかけては、地域要望や陳情を中心とした「要望型」の一般質問が主流であったが、小泉政権以降の三位一体改革や平成の大合併を経て、地方自治体は自らの責任で行財政運営を行う必要性が高まり、「何を削るか」「どう持続可能な自治体経営を行うか」が問われる時代へと移行した。

その結果、一般質問においても、単なる監視・指摘にとどまらず、個々の課題を面的に捉えた上で、政策提案へとつなげる「ソリューション提示型」への転換が求められている。特に、質問を予算編成へと結びつける視点が重要であり、議員の役割は大きく変化している。

（２）特色ある議会運営の事例

先進的な議会では、一般質問で得られた課題を個人の意見にとどめず、議会全体の共通課題として整理し、常任委員会において追跡調査を行っている。

具体的には、データの集約、現地視察、有識者や市民からのヒアリングを通じて政策の基盤となる「政策の苗」を育てていく取組がなされている（根室町）。

また、大津市では議会業務継続計画（議会 BCP）を策定し、災害時においても議会機能を維持することで、首長による専決処分を抑制し、議会の統制機能を確保する体制を構築している。

（３）一般質問に求められる基本姿勢

一般質問においては、議場の主導権は 100%議員側にあり、執行部は「問われなければ答えられない」立場にある。

そのため、質問の質がそのまま議論の質を左右することとなり、表面的な質問か、現場に基づいた実態ある質問かは明確に現れる。

強い問題意識と現場感覚を持ち、緊迫感ある議論を生み出すことが重要である。

(4) 効果的な一般質問の要件

優れた一般質問の特徴として、以下の点が挙げられる。

- ・ 具体的な数値や事実に基づき、執行部に答弁を求める
- ・ 最優先事項を明確にし、議論に動きと深みを持たせる
- ・ 他自治体との比較等により、問題の異常性や重要性を可視化する
- ・ 議員自らが解決策を提示し、改革の担い手となる
- ・ 進捗や追加方針を引き出すこと（聞くことで）で、執行部の次の行動を促す（ポロッと検討事項などをこぼす場合もある）

(5) 不十分な質問の特徴

一方で、効果が低い質問には以下の傾向が見られる。

- ・ 自身の立場や結論が不明確である
- ・ 思考整理の過程をそのまま示すなど、他者に伝わらない内容となっている
- ・ テーマが大きすぎて焦点が定まらず、議論が拡散している

「施策の結果や確認を全員が聞かされているような感覚」

【ぐうの音も出ない質問：市長時代の一般質問から選出】

マップや案内看板の更新・新設をしているが現況（お店の更新等）と整合性がない。外注に伴う職員の確認体制への指摘。議員の足で稼いだ真実を示される内容。

(6) 説得力ある質問の事例

現場での実態調査を踏まえ、具体的な事実を提示しながら執行部の対応を問う質問は、反論の余地が少なく、極めて説得力が高い。

特に、外注業務における管理体制の不備など、議員自らの調査に基づく指摘は、議会の監視機能を発揮する上で重要である。

(7) テーマ設定の重要性

一般質問のテーマは、単なる課題指摘にとどまらず、市のブランド力向上や将来像につながる視点を持つことが重要である。

行政評価と提案を両立させながら、執行部と同じ方向性の中で議論を深めることで、建設的かつ質の高い議場運営につながる。

所感

今回の講義を通じ、一般質問は単なる質疑ではなく、議員自らが議論を設計し、行政との間で政策形成を行う「場」であることを再認識した。

特に、具体的な数値や現場に基づく事実をもとに、課題の本質を明らかにしつつ、自ら解決策を提示していく姿勢が求められていると感じた。

また、議員の役割は従来の監視機能にとどまらず、課題を面的に捉え、政策へと昇華させることにあり、そのためには日常的な情報収集と現場感覚の積み重ねが不可欠である。今後は、本研修で得た知見を踏まえ、質問の構成力と提案力の向上に努め、より実効性のある議会活動につなげていきたい。

講義内容：『情報の非対称性のなかどこまで迫れるの？予算をめぐる議員の権能』

講師：藤井信吾（前取手市長）

（１）予算の法的根拠と原則

地方自治体の予算は、地方自治法に基づき厳格に運用されている。

会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとされ（第 208 条）、各年度の予算は年度開始前に議会の議決を経る必要がある（第 211 条）。

そのため、一定期間の審議時間を確保するため、都道府県・政令市は３月２日、市町村は３月１２日までに予算提出が求められている。

また、年度をまたぐ支出については、継続費、繰越明許費、債務負担行為など、例外的な制度が法により定められている。

（２）不適切な予算執行事例と議会の役割

近年、繰越手続きの不備や専決処分の乱用など、予算執行に関する不適切事例が複数発生している。

具体的には、繰越明許費の手続きを怠り専決処分で対応した事例や、本来事故繰越しに該当しない案件を誤って処理した事例などがあり、結果として議決権の侵害や行政への信頼低下を招いている。

これらの事例から、議会は「役所の独走を防ぎ、市民の代表として議決権を守る防波堤」であることが強調された。

(3) 議員に求められる予算審査の視点

議員の予算審査は、個別事業だけでなく、全体を俯瞰する「複眼的・鳥瞰的視点」が求められる。

市民に代わり、生活感覚や経営感覚に基づき、

財政基盤の健全性

施策の必要性

将来にわたる持続可能性

を検証することが重要である。

(4) 自治体財政の現状と課題

取手市の事例では、扶助費が年々増加しており、財政構造の硬直化が顕著である。

増加要因としては、生活保護費や医療扶助、障がい福祉関連経費の増加が挙げられ、自治体単独では対応が困難な領域に達している。

このことから、ナショナルミニマムに関わる経費については、国による財政負担の在り方を見直す必要性が示唆された。

(5) 財政運営のリスクと情報共有の重要性

取手市では、特定法人に依存した法人市民税収入の急減により、財政状況が急速に悪化した事例が紹介された。

これを踏まえ、市民・議員・職員が財政状況を共有するため、政策特集広報を定期発行し、情報公開を進めている。

財政運営においては、安定した歳入構造の確保とともに、リスクの可視化と共有が不可欠である。

(6) 行財政改革の方向性

取手市行政改革推進委員会の中間答申では、以下の取組が柱として示されている。

- ・ 人件費の削減
- ・ 事務事業の見直し
- ・ 公共施設の統廃合
- ・ 審議会の見直し

- ・歳入確保（収納率向上、受益者負担適正化）
- ・基金・市債の活用

これらにより、約 20 億円の財政改善を目標としている。

（７）議員側からの予算審査の着眼点

予算審査においては、以下のような視点が重要である。

- ・事業の目的と受益者の明確化
- ・持続可能性の検証
- ・施策に対する熱量や必要性の見極め
- ・財政を基盤とした人材育成の観点
- ・単年度主義にとらわれない中長期的視点の導入
- ・仮に財源制約が緩和された場合の政策優先順位の再考
- ・将来の人口構造を見据えた地域像の構想
- ・不確実性の高い時代におけるバックカスティング思考の導入

所感

本講義を通じ、予算は単なる数値の集合ではなく、自治体の意思と政策優先順位を示すものであることを改めて認識した。

特に、議会の役割は予算の追認ではなく、その適正性を検証し、行政の暴走を防ぐとともに、持続可能な財政運営へ導くことであると強く感じた。

また、財政構造の変化や社会保障費の増大により、自治体単独での対応には限界がある中で、国との役割分担を含めた広い視野での議論が必要である。

今後は、単年度にとらわれない中長期的な視点と、将来から現在を逆算するバックカスティングの考え方を取り入れながら、より実効性のある予算審査と政策提案に努めていきたい。